

令和元年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日時 令和2年2月3日(月)午後2時～午後3時50分
- 場所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、松村副会長、松本副会長、高津委員、松村委員、長畑委員、北島委員、佐藤委員、石川委員、栗田委員、河内委員、中田委員、渡邊委員、石坂委員、堀井委員、菅原委員、伊藤委員、新島委員、寺田委員、久保田委員、宇都宮委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 真鍋委員、古川委員、伊藤委員、庄司委員、高岡委員、西島委員
- 市職員 並木指導室副参事、田代地域コミュニティ課長、古田文化生涯学習課長、渡邊地域福祉推進課長、横道健康推進課長、岩田子ども家庭支援課長、渡邊地域安全対策課主査
- 事務局 沼尻子ども家庭部長、柏木子ども家庭部次長、古塩児童青少年課長、松本児童青少年課長補佐、藤川青少年係長、若林健全育成担当主査、吉村事務職員
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

- (1) 次第
- (2) 令和元年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料
資料…令和2年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
令和元年度府中市青少年問題協議会委員名簿
- (3) 席次表

2 参考資料

- (1) スマホ・ケータイ安全教室
- (2) 平成31年度多摩児童相談所相談概況等
- (3) けやきち通信第9号

次第

1 あいさつ

- 2 講演
NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」
- 3 議題
令和2年度府中市青少年健全育成基本方針（案）
- 4 情報交換
 - (1) 府中市内の少年非行等の現状について
 - (2) 児童相談の現状について
 - (3) 児童・生徒の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配付資料の確認

が行われた。

2 講演

NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室』

3 議題

令和2年度府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より説明】

それでは、令和2年度府中市青少年健全育成基本方針（案）につきまして、資料に基づきましてご説明をいたします。

お手元の会議資料、1ページからご覧ください。

この資料の構成は

1～11ページが、令和2年度青少年健全育成基本方針（案）

12～22ページが、令和元年度、2年度の本文の比較

という2部構成になっております。

この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、それらを反映する形で修正させていただきました。お忙しい中、修正にご協力をいただきありがとうございました。

それでは、12ページ以降の本文比較資料をご覧いただきながら、順次ご説明させていただきます。

なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたことを表しております。

また、文言の修正、整理等をしている部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

次に、基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただいております。

重点目標につきましては、

- 1 「心のかような温かな家庭づくりの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

となっております。

これまで、項目の4が「相談指導体制の拡充」であったところを、「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」に変更しています。

次に、14ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まず、14ページの 1 「心のかような温かな家庭づくりの推進」についてです。

これにつきましては、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」「家庭の教育力の向上」を重視し、対話や会話によって家族の絆を深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めることとしており、主に4つの施策を柱としていて、内容について大きな修正はありません。

次に、15ページの 2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進についてです。こちらにつきましては、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしており、主に5つの施策を柱としていて、内容について大きな修正はありません。

続きまして、16ページの 3 豊かな創造性と情操の育成についてです。ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしており、主に7つの施策を柱としていて、内容について大きな修正はありません。

続いて、18ページの 4 青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援です。ここでは、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実、拡充させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。また、令和2年度から障害等のある青少年の支援についても盛り込んでおり、

それに伴って、重点目標の名称を、これまでの「相談指導体制の拡充」から「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援に変更しています。

令和2年度は、18～19ページに記載のとおり(1)～(5)の施策を柱といたします。まず、(3)に記載のある「けやきち通信」ですが、本日、皆様のお手元に配布させていただいております。多くの方々のご協力により、今回、「けやきち通信第9号」を発行することができました。例年と同じく25,000部発行し、市内各小中学校や文化センター等の施設のほか、各青少年対策地区委員会、健全育成協力店の方々等に配布しております。皆様のご意見・ご要望等を反映し、よりよい紙面を目指していきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

次に、順番が前後しますが、(1)に戻ります。

- (1) 相談窓口の機能の充実ですが、「子どもと家庭の総合相談」や「子ども・若者総合相談」といった個別相談を限定列举せず、子どもや若者の相談に応じる様々な相談窓口のサービス向上を図ることを明文化しています。

続いて、

- (4) 若者自立支援体制の構築ですが、これまで子ども・若者総合相談において、ひきこもりやニートに係る相談を実施してきましたが、ひきこもりの長期化・高齢化を受け、令和2年度よりひきこもり等に係る相談の所管替えを含め、庁内で調整しているところですので、新しい相談体制の支援内容に合わせ、一部変更しています。

次に、

- (5) 障害等のある青少年の支援ですが、これは今回新たに設けた項目で、これまでも障害等を有する青少年の様々な支援を実施してきたところではありますが、基本方針の中において明文化することで、この基本方針に携わるすべての者がこの項目の内容をより意識しながら、それぞれの立場で活動をしていくという視点から、新たに項目を設けました。

続いて、19ページ下段の 5 地域の社会環境浄化と安全確保の推進です。

これにつきましては、地域社会が一体となって、青少年の各種犯罪からの被害防止、薬物乱用や非行の防止、SNSトラブルや交通事故防止について啓発を図ることで、地域の環境浄化に努めることとしており、10個の施策を柱としており、内容について大きな修正はありません。

なお、本日お配りしたクリアファイルですが、SNSに関する啓発を目的に作成し、各青少年対策地区委員会の行事等で配布をいたしました。また、クリアファイル裏面は、昨年日本中を感動の渦に巻き込んだラグビーワールドカップ2019についてPRいたしました。

以上、令和元年度と比較しながら、主な改正点を中心に、令和2年度の青少年健全育成基本方針(案)をご説明いたしました。

今、ご説明いたしました以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正

をした箇所がございますが、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

令和2年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。

どうかご審議くださいますよう、お願ひ申しあげます。

(委員より意見)

今回、重点目標4「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」の中に、新たに(5)「障害等のある青少年の支援」の項目が追加されました。この関項目は、平成28年に削除された項目の内容に非常に近いものであると理解しています。令和2年度府中市青少年健全育成基本方針は、子ども達の健全育成に関して府中市がどのような形で携わるかということの大きな方針になりますので、基本方針の中で障害等を抱える子ども達をしっかりと支援していくということが明記されたことは、とても意義があることだと思います。

また、様々な講演会等で、非行に走ってしまう少年の中には心にハンディキャップを抱えている者も無視できないくらいのパーセンテージを占めていると聞いていますので、今後この項目の内容が、青少年健全育成基本方針の中でより実現していくことを願っています。

(委員より質問)

青少年健全育成基本方針の中に「障害等のある青少年の支援」の項目が新たに入ったことは、学校現場として非常にありがたいことだと思っております。2点お聞きしますが、特別支援教育の中には発達障害の子が含まれているのかという点と特別支援教育というと学校教育に限定されるようなニュアンスを持ってしまいましたが、福祉や医療が連携する場、つまり、未就学児から子ども達が社会に出るまで連携した支援というのも考えているのかという点についてお聞きします。

(事務局より回答)

まず、特別支援教育の中に発達障害の子も含まれているのかという点についてですが、当然、身体的な部分だけでなく、心身の発達に障害のある子も対象であると認識しています。次の福祉医療との連携についてですが、こちらにつきましては庁内の関係各課と連携をとりながら該当する子どもの健全育成に資するように連携していきたいと考えています。

【了承】

4 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署より説明】

府中市内の少年非行の現状について、ご説明をさせていただきます。

まず検挙状況についてですが、府中警察署の少年事件の検挙件数は36件で、前年よりマイナス6件となっており、その中で一番多いのが万引きで11件となっています。また、触法少年と言って14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年の検挙件数は16件で、内訳は小学生による万引きが8件、14歳未満の中学生による万引きが8件となっています。都内全体における万引きの検挙・補導については、小学生が459人と最も多く、やはり万引きが一番多い犯罪であると認識しています。

次に、補導の件数ですが、今年の補導件数は451件で、前年比で49件増えています。行為種別では、深夜はいかいが333件、次いでゲームセンター等の風俗営業等の時間外立入が81件となっています。

次に、児童相談所への通告件数ですが、去年は117件で、前年比で47件増えています。内訳については、身柄通告が23件、書類通告が94件で、その中で一番多いのが、子ども達の面前で夫婦喧嘩をした心理的虐待の56件、次いで身体的虐待が26件でした。

少年相談については、去年82件受理しており、前年より34件増えています。今は、学校だけでなく住民の皆様もとても関心を示していただいていますので、住民の方からも相談をいただきますし、子ども達自身もかなり気にするようになってきていて、自分から交番へ来て「家に帰りたくない」ということで保護したケースもあります。

次に、特異な検挙事例を2件紹介します。

1件目は、市外の少年なのですが、市内のドラッグストアでサプリメントを大量に万引きし、それを別の店で売りさばいていたという事例です。この少年を逮捕し、携帯電話を解析したところ、盗んできた物を自分のベッドの上に戦利品のように並べている写真があり、しっかりと証拠を残していました。

2件目は、府中刑務所に収監中の成人の服役者が、出所後に児童に危害を加える旨の脅迫状を送ろうとしたことで、脅迫及び偽計業務妨害の罪で逮捕しました。本件については、外に出る前に終結させることができ、これも皆様のご協力のおかげであると思っております。

最後になりますが、最近、薬物関係で検挙される少年が増加傾向にあり、去年の大麻取締法違反による検挙人員は105人でした。これは、前年と比べて40人増えており、平成7年以降で最多ということで、非常に危惧しています。検挙された若者によると、学生の頃に海外へ短期留学に行った際に薬物を覚えてきた

というような話をしており、子ども達の中でも広まりつつあるように感じています。また、MDMAというラムネのような形をした錠剤があるのですが、未確認の情報でまだ裏付けも取れていないのですが、府中駅で売っている者がいるのではないかという話があり、色々と調べてみたものの、いまだ事実の確認には至っていません。ただ、ラムネのようなカラフルな錠剤なので抵抗感が薄く、摂取しやすいということから 都心から徐々に広がってきているように思われます。これら事件はこれからもどんどん検挙していきますので、皆様からも情報をお寄せいただきますよう、よろしく願いいたします。

(委員から質問)

薬物関係で、少年の検挙が増えてきているとのお話がありましたが、府中市内での検挙はあったのでしょうか。

(回答)

府中市内での検挙はありません。

(2) 児童相談の現状について

【東京都多摩児童相談所より参考資料（2）に基づき説明】

多摩児童相談所の直近の概況について、資料に沿ってご説明いたします。なお、児童相談所は年度ごとで集計しており、直近の数字は速報値ということで、今後数値が変わる可能性もありますので、ご承知おきください。

まず、多摩児童相談所の相談件数についてですが、平成31年度の予測値は2,165件で、これは4月から12月までの9ヵ月の数値が1,624件だったので、それを12ヵ月分に換算した数値が今年度の予測値となっています。

次に、相談の内訳ですが、4月から12月までの速報値である1,624件を主訴別に分けたところ、虐待の件数が911件の56%ということで、半数以上を虐待が占めています。昨年度が54%だったので、ほぼ同じ割合となっています。

次は、虐待の相談に関してですが、今年度の4月から12月までの9ヵ月で911件であったことから、12ヵ月分に換算すると、1,215件になる予想となっています。平成29年度に一旦下がったのですが、それ以降は都内の11ヵ所すべての児童相談所において増加傾向にあります。もし、予想値のとおり1,215件で推移すれば、昨年度が1,006件なので、率にすると120.8%ということで、約2割増加しているという状況です。昨年度が全国で約17万件でしたが、東京を含めて全国的に増えていると聞いていますので、今年度はこれ

を超える数値になる可能性があります。

次に、虐待として受けた911件の相談の内訳ですが、心理的虐待が501件で55%ということで、半数以上を占めています。ここ数年は同じような水準で心理的虐待が多くなっています。続いて、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順番となっています。

次に、虐待相談受理の経路別についてですが、今年度の4月から12月までで、最も多いのが警察等で377件の41%となっており、次いで、近隣・知人等が210件の23%という数値になっています。この数値も、昨年度が警察等からの受理が245件の33%だったので、警察等からの通告によって児童相談所が関与を始めるというケースが増えてきています。近隣・知人については、昨年度が159件の22%ということで、ほぼ同じくらいの割合となっています。

続いて、多摩児童相談所は、府中市・調布市・多摩市・稲城市の4市を管轄しているのですが、4市別に虐待相談の受理件数を比較した結果ですが、189という全国共通の電話相談から経由してくる府中市の4月から12月までの相談件数は56件、一般からの相談が218件、合計で274件でした。昨年度の同時期は、189からの相談が46件、一般からの相談が200件、合計246件で、増加率は111.4%でした。ちなみに、他市と増加率で比較してみると、調布市は135.7%、多摩市は136.5%、稲城市は117.5%ということで、管内4市の中では、調布市と多摩市の増加率が顕著でした。

次に、非行相談の受理件数についてですが、今年度4月から12月までが76件だったので、年間の予測値は101件になり、昨年度よりは増加しています。ちなみに、府中市は17件で、家出や家庭内暴力と言った「ぐ犯」やゲームを長時間やっていて親の言うことを聞かなかつたり、朝起きられずに学校に行けない等の理由で相談に来るケースが多いです。

最後に、児童相談所についてのお知らせですが、今、区で児童相談所を設置する動きが出てきており、今年4月から世田谷区と江戸川区、7月から荒川区が児童相談所を設置することになりました。現在、世田谷児童相談所という施設があり、世田谷区と狛江市を管轄しているのですが、この関連で、世田谷児童相談所は廃止が決まり、4月から多摩児童相談所が狛江市も担当することとなり、合わせて5市を管轄する予定となりました。

今後とも、よろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【委員より小学校の現状を説明】

日頃より、青少対各地区委員会や関係機関の皆様におかれましては、子ども達の健全育成に取り組んでいただき、厚く御礼申し上げます。

私からは2点、お話をさせていただきたいと思います。

1点目は、令和2年度から学習指導要領が本格実施になり、今まで取り組んできた内容がすべて実施されることとなります。まずは、5・6年生の英語ですが、これまで英語活動であったのが教科としての英語になり、教科書が出来ます。それから、昨今、新聞等でも報道されていますが、プログラミング教育が段階的に始動していくということになっていて、それに先立って、電子黒板がすべての教室に入り、さらに、各学校に子ども用のタブレットが40台ずつ入り、教員にも1人1台入りました。また、今年度途中からは、教科書の中にQRコードが印刷されていて、それをスキャナーで読み込んでアクセスすると様々なデータが出てくるというように、教科書が変わりました。このようなことから、来年度からはタブレットが大いに活用されるのではないかと考えています。

それから、2020年の東京オリンピックパラリンピックについてですが、今朝、本校の代表委員の児童が朝会でロードレースに向けての旗を作ろうということで図案の募集を始めていました。このように、意識の醸成を少しずつ図っていきたいと思っています。

あと、府中では「ふるさと学習」というものを推進していて、ふるさとである府中市で育つ子ども達をいかに育てていくかということに重点を置いて各校とも取り組んでいます。また、今までは情緒障害等通級指導学級と呼んでいたものが、小学校では平成30年度から特別支援教室という形に変わり、それまでは子ども達が五校の学校に通っていたのですが、五校の教員が全校をまわるという方式に変えて、各学校に特別支援教室をつくりました。中学校においては、今年度モデル実施をして、来年度から全校で実施することとなっています。発達障害の子ども達の支援が手厚くなるということで、これについても教育委員会に感謝しております。

2点目は、インフルエンザ及び新型コロナウイルスによる肺炎等への対応についてです。先月1月に市内5校7学級がインフルエンザによる学級閉鎖をしました。また、最近では、幼稚園でも1学級が学級閉鎖をしたところがありますが、さほど流行ってはいないように思っています。それというのも、新型コロナウイルス等が出てきて、各学校とも対応策を徹底的にやろうということで実施しています。アルコール消毒液による除菌、石鹼による手洗い、うがい、咳エチケットの励行、マスクの着用、教室の換気や加湿等、こうした感染を防ぐ手立てを取っています。ただ、これは学校だけでは駄目なので、各家庭にも通知を出させていただき、これらの対策へのご協力をお願いと感染拡大を防ぐためには、具合が悪と思ったら休んで、病院を受診してもらいたいという話をしています。おかげさまで、今のところ爆発的な流行は見えていませんし、新型コロナウイルスにつ

いてもインフルエンザと同じ対応策で防げるという報道がありますので、各学校で徹底して行っているところです。

今後とも、よろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし】

【委員より中学校の現状を説明】

関係の皆様方にはいつもお世話になっております。本日、この場で報告しなければならないような大きな事案は、市内の中学校では起こっていません。

本日は、2点ほど、皆様にお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、SNSに関わるトラブルです。この問題に関しては、各中学校がそれぞれ工夫しながら対応しているところですが、子ども達の中では小さなトラブルが起きてしまうのが現実です。特に、LINE等でちょっとした一言や友達同士でやり取りしている内容の中で、自分だけ仲間外れにされているのではないかといいところから発展したトラブルが多いです。子ども達のコミュニケーション能力が低下してきていると言われており、このような問題が起きたときに自分達で解決を図ることが難しくなっています。したがって、学校をはじめ様々な方々が間に入って対応することになるのですが、解決するのは非常に困難です。このSNS問題に関して、本校の取組としては、情報モラル教育を推進するという一般的なやり方で、定期的に2～3回、不定期のものも含めると、年間にして相当な回数のSNSトラブル防止に向けた指導を生徒に実施しています。つまり、意識のある生徒は同じ話を年間に何回も聞くことになるのですが、これでようやく一部の生徒に浸透するというレベルです。多くの生徒は右から左に流しますし、さらに、ネックになるのは家庭です。ルールが徹底されている家庭は、統計をとったわけではありませんが、非常に少ないように感じます。多くの親は子どもと戦うことがなかなか出来にくくなっていて、子ども達に流されてしまったり、あるいは、最初はルールを徹底していても徐々にうやむやになっていってしまったりします。ただ、その中でも特に、親が無関心であるケースが多いように思います。学校から発信している内容が、そうした家庭には届きません。したがって、この問題は、家庭でルールをつくってくださいというだけでは解決しないのではないかと危惧しています。今後、情報化社会が高度に発展する社会ということで、2020年から2030年までの10年間の見通しで国全体としてもそうした方向性のようです。私達が想定も出来ないほどの情報化社会になっていったときに、どのような力を身につけなければならないのか、そのような視点で通常の情報モラル教育ではなく、改めて教育の内容を構築しなければならないと考えています。また、各校の取組がありましたら、ご紹介していきたいと思います。

2点目は、特別支援教育についてです。来年度から、市内すべての中学校に特別支援教室が開設されます。通常の学級にいる子ども達を状況に応じながら取り出しをして、本校の場合では第三中学校の教員が本校に来て指導にあたってもらえるというシステムになります。固定学級の教員は特別支援教育について知識も理解、専門性もあるのですが、通常学級の教員はなかなか特別支援教育への理解は浸透していなかったのが実態でした。ただ、ここに至って、本校でも通常学級の教員も特別支援教室への理解を深めていこうということで研修を進めています。この特別支援教室の開設に伴って、本校での特別支援教育の推進が一層図られることを期待しながら取組を進めています。

今後とも、よろしく願いいたします。

【意見、質問はなし。】

【委員より高等学校の現状を説明】

大変お世話になっております。日頃より、府中市内の都立学校の教育活動にご理解ご協力を賜りまして、ありがとうございます。都立学校と申し上げたのは、普通高校、農業高校、工業高校、特別支援学校を含めてということです。

実は、府中市教育委員会にお世話になりながら、府中市内の中学校の校長と都立学校の校長で連携連絡会をやっているのですが、この会で中学校が何を望んでいるのか、何をどう生かしていくか等について話し合うことが出来て、非常に有意義でありがたい会だと思っています。そのおかげか、今回、本校の推薦入試があったのですが、中学校から大変多くのやる気のある生徒を送っていただき、とてもありがたく思っています。

私は、長らく生活指導を担当してきて、かつてはツッパリやバイク通学、飲酒、喫煙、暴力等が非常に大変だった時期がありましたが、現在は、府中市を含めて比較的落ち着いてきているように思います。自動車やバイクには、ほとんど興味がありません。私が20年くらい前に担任をやっていた頃は、夏休みが終わると、半数以上の生徒が原付免許を取っていたのですが、今は皆無です。よって、バイク通学で指導を受ける生徒はいません。ただ、特別に配慮ある指導が必要なのが、SNSを中心とした不用意な個人情報の掲載です。私が経験した例は、これから都立高校の入試が本格的に始まりますが、中学生が高校生になって平日にディズニーランドへ行くことがあります。そこで、楽しい思い出がいっぱいあったので写真を撮り、なかには学校名と学籍番号までSNSにあげてしまい、これはまずいとなったときには手遅れで、学校の方に「〇〇さん、今日学校来ていますか。」と問い合わせが入ったり、つきまといやストーカ一行為が発生してしまったこともありました。記憶に新しいところでは、府中

市内で昨年つむじ風があったのですが、それを撮影して画像をアップしてしまったところ、テレビ局が聞きつけて、報道して良いか問い合わせが入りました。学校としては、他の生徒がたくさん写りこんでいるので、お断わりをしました。どこの学校も同じだと思いますが、入学したときに生徒の写真をPTA会報や学校PRのビデオや学校案内に載せて良いか、必ず確認をとっています。中には、勘弁してほしいという家庭もあり、確認結果に基づいて学校は映像や写真を使っているのに、問い合わせのあったテレビ局には生徒が多数写っているのでやめてほしいと言いましたが、問い合わせの無かったテレビ局には放送されてしまいました。

あとは、本人にはまったく悪気はないのですが、いじめを演じているような画像を悪ふざけでアップしてしまったところ、テレビ局から「いじめは許されませんよ。」という旨の電話が入り、「これはいじめの映像ではない」と説明しても「いじめを放置するのですか。」と食い下がられて、対応にとっても苦慮したことがあります。他にも、ある先生のことを大好きで、大好きが故に、その先生のことを無断で撮影して画像をアップしてしまい、後日、先生の家族から心配の電話が入ったことがあります。こうした場合は、十分に反省期間を与えて指導するわけですが、当初は保護者も生徒も問題意識がまったくありません。ただ、その反省期間中に面談等を重ねていくうちに、これは大変なことをしてしまったと反省し、その生徒は同じ過ちは繰り返さないようになりました。

その他の点としては、スカートの丈が短いです。1年生は長いのですが、だんだんと短くなって行って、その先に何が待っているかという、ストーカーや盗撮といったものが考えられます。本校では、入学時に洋品店の方に必ず膝頭から採寸してくださいとお願いしているのですが、時々親子ぐるみで短くしてくださいと言ってくる場合があり、そこは毅然と対応して、しっかりと生徒の安全を守っています。

一方では、教育相談の充実ということで、スクールカウンセラーが各都立高校に配置されています。また、教育相談推進委員会、これはいじめ未然防止対策委員会も兼ねているのですが、この委員会を定期的に開催して生徒を見守っています。発達障害が心配される生徒の対応については、合理的配慮も含めて指導しています。

もう一つの課題としては、新人教師がたくさん入ってくるなかで、私は教育委員会の中で生活指導を担当しており、そこで言っていることは、例えば発達障害の心配を持っている生徒の保護者は頻繁に学校に呼び出されて、また説教を受けるのかと悲しそうな顔をして来るのですが、指導や注意から始めるのではなく、まずは「今日はよく来ていただきました。」と労をねぎらい、「学校で協力できることはありませんか。」というスタンスで保護者の方々と連携していこうという指導をしています。

最後に、自転車通学についてですが、条例が改正になり任意保険への加入が義務付けられたことから、PTAの保険に加入していれば相手を傷付けても保障されるので、きちんと保険に加入しているか確認し、自転車通学の許可を出していきたいと思います。ただ、一番大事なのは安全運転で、そのためには時間にゆとりを持って登校することが大事であり、本校も自転車通学の生徒が非常に多いので、この点についてももしっかり取り組んでいきます。

今後とも、よろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし】

5 その他

6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。